

①児童扶養手当

- 目的 ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長を願って支給される手当です。この手当は、申請により支給が決定されます。
- 対象者 母子家庭の母、父子家庭の父、母や父にかわってその児童を養育している方（養育者）
- 手当額

対象児童	全部支給	一部支給
1人（本体額）	月額 44,140円	月額44,130円～10,410円
2人目の加算額	月額 10,420円	月額10,410円～ 5,210円
3人目以降の加算額	月額 6,250円	月額 6,240円～ 3,130円

- 支給月 1月・3月・5月・7月・9月・11月
- 備考
 - ・「児童」とは、18歳に達する日以後最初の3月31日（18歳の年度末）までにある児童をいいます。ただし、一定以上の障がいがある場合は20歳未満まで手当が受けられます。
 - ・児童数や所得額、養育費等の条件により支給金額が異なります。
 - ・所得制限があります。

②特別障害者手当

- 目的 常時特別の介護が必要な重度の障がいをもつ方の、精神的・物質的な負担の軽減の一助となるよう支給される手当です。
- 対象者 重度の障がいをもつため、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方
- 手当額 月額 27,980円
- 支給月 5月・8月・11月・2月
- 注意事項
 - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳とは異なる基準により審査のうえ認定します。
 - ・施設（グループホーム、有料老人ホームなどを除く）に入所している方、病院などに継続して3ヶ月以上入院している方は対象になりません。

③障害児福祉手当

- 目的 重度の障がいをもつ児童の、精神的・物質的な負担軽減の一助となるよう支給される手当です。
- 対象者 重度の障がいをもつため、日常生活に常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の方
- 手当額 月額 15,220円
- 支給月 5月・8月・11月・2月
- 注意事項 施設（グループホームなどを除く）に入所している方や、障がいを支給事由とする年金を受給している方は対象になりません。

④特別児童扶養手当

- 目的 身体や精神に障がいのある児童を養育している保護者等に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的とし支給される手当です。
- 対象者 身体や精神に障がいのある20歳未満の児童を家庭で監護、養育している保護者等
- 手当額 1級 月額53,700円／2級 月額35,760円
- 支給月 4月・8月・12月
- 注意事項
 - ・認定診断書により判定されます（手帳の写しによる申請が可能な場合もあります）。
 - ・児童が施設（児童福祉施設等）に入所している場合や、障がいを支給事由とする年金を受給している方（ただし、その全額について支給が停止されている場合は除く）は対象になりません。

※注意事項（②～④共通）

- ・申請にあたって聞き取りを行います。
- ・ご本人、配偶者または扶養義務者の所得等に応じた支給制限があります。
- ・毎年、所得状況についての調べがあります。

